

最低賃金と社会保険加入拡大について

2024年8月5日に、秋田地方最低賃金審議会が秋田県最低賃金の引き上げを秋田労働局長へ答申しました。最低賃金の大幅な引き上げが見込まれますので、最低賃金と社会保険加入拡大について簡単にご紹介します。

1. 最低賃金

これから異議申し立て等を経て2024年10月1日に最低賃金の変更が予定されますが、現状では以下の通りとなります。

現在の秋田県の最低賃金	→	2024年10月1日以降
897円		951円

2. 社会保険加入拡大

現在、被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く等の要件を満たす短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

令和6年10月（2024年10月）から、被保険者数が51人以上の企業等でも週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となります。

【被保険者数が51人以上の企業等とは】

1年のうち6か月以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（**短時間労働者は含まない**、共済組合員を含む）の総数（※）が51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

短時間労働者（1週間の所定労働時間または、1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満）で下記の要件に全て当てはまる場合は社会保険加入の対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定賃金が8.8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

最低賃金の引き上げがあると思いますが、短時間労働者の社会保険加入の要件で所定賃金が8.8万円以上とありますので最低賃金の引き上げにより、社会保険加入となる方も多く見込まれると思いますのでご注意ください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

